

## 国立大学法人群馬大学クロスアポイントメントに関する規則

平成28. 4. 1 制定

改正 平成29. 4. 1 平成29. 5. 1

平成29.12. 1 平成31. 4. 1

令和 3. 1. 1 令和 5. 4. 1

令和 6. 4. 1

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の活性化を図るために実施するクロスアポイントメントに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「クロスアポイントメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）の適用を受ける教授、准教授、講師又は助教（以下「教員」という。）が、本学の教員の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「他機関」という。）の常勤の職員として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行うこと。
- (2) 他機関の常勤の職員の身分を保有する者が、当該他機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うこと。

2 この規則において「クロスアポイントメント教員」とは、前項各号のいずれかに該当する者をいう。

3 この規則において「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する生体調節研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター並びに学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。

【一部改正】（29. 4. 1追加/29. 5. 1/29. 12. 1/31. 4. 1/R3. 4. 1/R5. 4. 1/R6. 4. 1）

### (適用条件)

第3条 クロスアポイントメントは、本学における教育研究活動等の活性化に寄与し、国立大学法人としての公益性及び公共性を確保できる場合に限り適用できるものとする。

2 クロスアポイントメントを適用することができる他機関は、次の各号に掲げる機関

とする。

- (1) 研究又は教育を主たる業務とする機関
- (2) 本学と共同研究等を行う営利企業等
- (3) その他学長が特に必要と認める機関

(適用期間)

第4条 クロスアポイントメントを適用する場合の期間は、1月以上の連続する期間とする。ただし、期間を定めて雇用されている者については、その者の雇用期間を超えることはできない。

(手続)

第5条 本学の教員又は他機関の職員にクロスアポイントメントを適用しようとする計画がある学部等の長は、あらかじめ他機関との事前協議を経て、クロスアポイントメントの適用を希望する日の3月前までに所定の申請書（別紙様式）により学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があった場合は、執行役員会議の議を経て、クロスアポイントメントの適用の可否を決定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、執行役員会議の議を経て、クロスアポイントメントを適用することができる。

【一部改正】 (R1.9.17)

(労働条件等)

第6条 クロスアポイントメント教員の労働時間、休日及び休暇等の取扱いについては、国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則の規定にかかわらず、本学と他機関との協議により決定する。

- 2 クロスアポイントメント教員の給与の取扱いについては、国立大学法人群馬大学教職員給与規則、国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則及び国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則の規定にかかわらず、本学と他機関との協議により決定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント教員の勤務に関し必要な事項は、本学と他機関との協議により決定する。

【一部改正】 (R1.10.1)

(職務)

第7条 クロスアポイントメント教員の本学における職務は、主担当を命ぜられた学部等の教員と同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教員は、主担当を命ぜられた学部等の長との合意に基づき、業務内容を軽減できるものとする。

(協定書の締結等)

第8条 学長は、教員にクロスアポイントメントを適用しようとする場合は、他機関の長と協定書を締結しなければならない。

2 学長は、前項の協定書の内容について、クロスアポイントメントを適用しようとする教員の同意を文書で得るものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、クロスアポイントメントに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

## クロスアポイントメント適用申請書

(元号) 年 月 日

学 長 殿

申請者 (学部等の長)

職 名

氏 名

印

国立大学法人群馬大学クロスアポイントメントに関する規則第5条の規定に基づき、下記のとおりクロスアポイントメントの適用を申請します。

記

1 フリガナ 適用予定者氏名	(生年月日) (元号) 年 月 日生
2 適用期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
3 適用区分	<input type="checkbox"/> 規則第2条第1号 <input type="checkbox"/> 規則第2条第2号
3 本学での身分 (1) 職 名 (2) 配属部署名	
4 他機関での身分 (1) 職 名 (2) 配属部署名	
5 業務従事割合	・本学 ( %) ・他機関 ( %)
6 研究成果の取扱	
7 申請理由	
8 他機関の業務内容 (簡潔に記載)	

※他機関の業務内容がわかる資料(定款、概要等)を添付してください。